

作成年月日	平成 29 年 12 月 25 日
作成部局 課室名	健康福祉部健康局 生活衛生課

住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（仮称）案に係る パブリック・コメントの実施

宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業、いわゆる民泊のルールを定め、国内外からの宿泊需要に対応し、観光振興を図ることを目的とした住宅宿泊事業法（平成 29 年 6 月 16 日公布、以下「法」という。）が来年 6 月 15 日から施行されます（先だって 3 月 15 日から届出受付開始）。

本県では、県民の生活環境の悪化や近隣住民とのトラブルを防止し、住宅宿泊事業の適正な運営の確保を図る観点から、法第18条の規定に基づく、住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間の設定*に加え、事業者の周辺地域への配慮として、事前周知及び善良な風俗の保持を義務付ける独自の措置を盛り込んだ条例を制定します。

このたび、この骨子案がまとまりましたので、平成29年12月25日（月）からパブリック・コメントを実施するとともに、同法施行規則第14条第1項の規定に基づく市町への意見照会をします。

（※ 制限する区域及び期間の設定にあたって、市町への説明会・意向調査を実施）

1 パブリック・コメントの概要

内容：①骨子案の概要（別紙1）、②骨子案（別紙2）

【以下、参考資料】

③住宅宿泊事業法、④同法施行令、⑤同法施行規則

期間：平成29年12月25日（月）～平成30年1月15日（月）

資料閲覧方法・意見等の提出方法：（次頁参照）

2 今後のスケジュール

平成 29 年 12 月 25 日
～平成 30 年 1 月 15 日

平成 30 年 2 月

平成 30 年 3 月 15 日

平成 30 年 6 月 15 日

- ・パブリック・コメントの実施
- ・条例案の市町への意見照会
- ・県議会に条例案を上程予定
- ・住宅宿泊事業の届出受付開始
- ・住宅宿泊事業法施行

〈問い合わせ先〉 健康福祉部健康局生活衛生課環境衛生班 TEL078-362-9131

資料閲覧方法・意見等の提出方法

1 詳しい資料の閲覧方法

(1) インターネット

兵庫県庁ホームページ(健康福祉部健康局生活衛生課のページ)に掲載しています。

アドレス：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf14/minpakujourei.html>

(2) 県民情報センターおよび地域県民情報センター

県民情報センター(神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館4階)

各地域県民情報センター(神戸県民センターを除く各地域の県民局、県民センター内)

(3) 郵送

送付をご希望の方は、宛先(送付先)を記入し、250円の郵便切手を貼った定形外封筒を下記のご意見等の提出先まで送付してください。

2 ご意見・ご提案の提出

(1) 受付期間

平成29年12月25日(月)～平成30年1月15日(月)

(2) 提出方法

ア 記載様式は自由です。(1(1)のホームページに様式例を記載)

イ 提出いただいたご意見等の内容確認のため、こちらから照会させていただく場合がありますので、住所(所在地)、名前(団体名)、電話番号のご記入をお願いします。

ウ 下記の提出先まで、電子メール、Fax、郵送により送付してください。

なお、お電話でのご意見等の提出はご遠慮いただいておりますので、ご理解ください。

(3) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課環境衛生班

電話：078-362-9131 Fax：078-362-3970

e-mail:seikatsueiseika@pref.hyogo.lg.jp

「住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（仮称）」骨子案の概要

1 条例制定の趣旨

宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業、いわゆる民泊のルールを定め、国内外からの宿泊需要に対応し、観光振興を図ることを目的とした住宅宿泊事業法（以下「法」という。）が来年6月15日から施行されます（先だって3月15日から届出受付開始）。

本県では、県民の生活環境の悪化や近隣住民とのトラブルを防止し、住宅宿泊事業の適正な運営の確保を図る観点から、法第18条の規定に基づく、住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間の設定に加え、事業者の周辺地域への配慮として、事前周知及び善良な風俗の保持を義務付ける本県独自の措置を盛り込んだ条例を制定します。

2 条例骨子案の内容

(1) 法第18条に規定する住宅宿泊事業を制限する区域及び期間

区域	期間
①小・中・高等学校・幼稚園並びに認定こども園、保育所等児童福祉施設及び図書館等社会教育施設などの周辺おおむね100m以内【旅館業法】	全ての期間不可 ※ただし、教育委員会等上記施設の設置者などの同意がある場合は、期間を定めて届出を行うことができる
②住居専用地域【都市計画法】	全ての期間不可
③国立公園、国定公園及び県立自然公園【自然公園法、兵庫県立自然公園条例】	夏期（7月及び8月）、冬期（11月～3月）、金曜日、土曜日、日曜日、祝日及び祝日の前日不可
④景観形成地区及び広域景観形成地域【景観の形成等に関する条例】	
⑤国民保養温泉地【温泉法】	
⑥その他、地域の実情に応じ、知事が認める区域	地域の実情に応じ、知事が認める期間

※ただし、③から⑤の制限のうち、知事が定める区域及び期間は除きます。

(2) 住宅宿泊事業者等の周辺地域への配慮義務

- ① 近隣住民への説明会の開催による事前周知
- ② 善良の風俗を保持するため、性的好奇心をそそる設備の設置禁止
【旅館業に係る施設の構造設備の基準等を定める規則を準用】

3 パブリック・コメントの受付期間

平成29年12月25日から平成30年1月15日

「住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（仮称）」骨子案

1 条例の目的

住宅宿泊事業の適正な運営の確保を図ることを目的とします。

2 住宅宿泊事業法第 18 条に規定する住宅宿泊事業を制限する区域及び期間

(1) 子どもの静穏な教育環境等の確保のため制限する区域・期間

小・中・高等学校、幼稚園、認定こども園、保育所等児童福祉施設及び図書館等社会教育施設などの周囲おおむね 100m 以内の区域において、全ての期間を制限します。

ただし、教育委員会等上記施設の設置者などの同意がある場合は、期間を定めて届出を行うことができます。

(2) 良好な住環境の維持保全のため制限する区域・期間

住居専用地域（都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域をいう。）において、全ての期間を制限します。

(3) 優れた自然の風景地、景観・まちなみ及び健全な保養環境の維持保全のため制限する区域・期間

① 自然公園法に基づく国立公園及び国定公園並びに兵庫県立自然公園条例に基づく県立自然公園の指定区域において、夏期（7 月及び 8 月）、冬期（11 月から 3 月まで）、金曜日、土曜日、日曜日、祝日及び祝日の前日を制限します。

② 景観の形成等に関する条例に基づく景観形成地区及び広域景観形成地域において、夏期（7 月及び 8 月）、冬期（11 月から 3 月まで）、金曜日、土曜日、日曜日、祝日及び祝日の前日を制限します。

③ 温泉法に基づく国民保養温泉地において、夏期（7 月及び 8 月）、冬期（11 月から 3 月まで）、金曜日、土曜日、日曜日、祝日及び祝日の前日を制限します。

※ ただし、上記①～③の制限のうち、知事が定める区域及び期間は除きます。

(4) その他、上記(1)～(3)以外に地域の実情に応じて制限する区域・期間

地域の実情に応じ、生活環境の悪化を防止する必要があるものとして、知事が認められた区域及び期間を制限します。

3 住宅宿泊事業者等の周辺地域への配慮義務

(1) 住宅宿泊事業を営もうとする者は、住宅宿泊事業の届出をする前に、近隣住民に対し、商号、名称又は氏名、連絡先及び事業開始予定日等について、説明会の開催（欠席者に対しては書面）により周知を図らなければなりません。

(2) 住宅宿泊事業を営もうとする者は、前号の周知の際、近隣住民から意見又は要望があった場合は、適切かつ迅速に対応するよう努めなければなりません。

(3) 住宅宿泊事業を営もうとする者は、届出に際し、事前周知を図った旨を証する書面を提出しなければなりません。

(4) 住宅宿泊事業者は、善良な風俗を害する性的好奇心をそそる設備を設けないなど、周辺地域に配慮した適正な運営を行わなければなりません。

4 市町への協力要請

知事は、市町の長に対し、住宅宿泊事業に係る騒音及び廃棄物等の苦情に関し、必要な協力を求めることができます。